

未来投資会議構造改革徹底推進会合
「地域経済・インフラ」会合（農林水産業）（第10回）・
第15回規制改革推進会議 農林ワーキング・グループ
合同会合 議事概要

1. 日時：平成30年4月18日（水）9:58～11:58

2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階共用1208特別会議室

3. 出席者：

（委員）三村明夫（会長）、金丸恭文（副会長・議長代理）、飯田泰之（座長）、
長谷川幸洋（座長代理）、林いづみ（委員）

（専門委員）青木亮輔、白井裕子、林雅文

4. 議題：

（開会）

林業・木材産業の成長産業化に向けた取組について

（閉会）

5. 議事概要：

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 それでは、始めさせていただきます。

ただいまから、未来投資会議構造改革徹底推進会合『地域経済・インフラ』会合（農林水産業）、規制改革推進会議 農林ワーキング・グループの合同会合を開催いたします。

本日は、農林水産省から、林業・木材産業の成長産業化に向けた取り組み方針について御説明いただいた後、自由討議とさせていただきます。それでは、農林水産省からお願いいたします。

○牧元林野庁次長 林野庁次長の牧元でございます。

森林・林業改革につきましては、当会議でも御議論いただいております。昨年11月には規制改革推進に関する第2次答申ということでお示しいただいたところでございます。現在、国会でも新たな森林管理システムを実現するための森林経営管理法案を御審議いただいております。ちょうど昨日、衆議院の農林水産委員会で可決いただいたという審議状況でございます。

本日は、昨年の答申も踏まえまして、改革の方向性、戦略、また、KPIを用いました目標、施策の工程表につきまして御説明させていただきます。それでは、「森林・林業改革の推進について」という資料で御説明いたします。

おめぐりいただきまして、まず初めに、昨年の議論でも御指摘いただきましたKPIの関係でございます。2ページをご覧くださいますと、左側でございますが、全体の目標、KPIにつきましては、林業全体の付加価値生産額ということで置かせていただきまして、その

ための手法ということで3つのKPIを考えているところでございます。

1つ目は森林経営管理法で目指しているところでございますが、所有者と経営者のマッチングの関係でございます。これにつきましては、集積・集約化された私有人工林の割合をKPIにしたいと考えております。

2つ目は基盤整備の関係でございますが、これは、集積・集約化された私有人工林の管理に必要な路網整備量を置かせていただければと思っております。

3つ目は原木供給力の拡大等でございますが、これにつきましては、集積・集約化された私有人工林からの国産材供給量を置かせていただければと思っております。

具体的には、3ページ目でございます。まず、どの程度集積・集約化していくのかということでございます。私有人工林670万ヘクタールのうち、既に約3分の1、220万ヘクタールにつきましては集積・集約化できているわけでございますが、その残りの部分につきまして、将来的には約3分の2、460万ヘクタールにつきまして集約化いたしまして、経済的に回していきたいということでございます。一方、残り3分の1の210万ヘクタールにつきましては、奥地にある等々で条件が悪いということで経済的に回っていかない山でございますので、これを市町村によります公的管理下に置きまして、針広混交林と書いてありますが、針葉樹と広葉樹がまざったような森ということで、だんだん自然に近いような山に返していく、そのための最低限の間伐等を行っていくというイメージでございます。

4ページをお開きいただきますと、将来的にはこういった形で約460万ヘクタールの集積・集約化を目指すわけでございますが、当面、10年後につきまして、約5割、310万ヘクタールを集積・集約化することを目標にしたいと考えております。

次の路網の関係でございますが、私有林の約5割、310万ヘクタールについて森林の管理に必要な水準まで路網整備するというところで、10年後に24万キロメートルということで設定することを考えているところでございます。

路網は毎年9,000キロの整備を行っていくということで考えているところでございまして、大きく分けますと、林道、林業専用道、森林作業道と3つに分かれます。林道と林業専用道の2つを合せて、大きく言いますと林道ということで考えているところでございまして、9,000キロと申し上げたところでございます。

林道、林業専用道でございますが、林道は、舗装されて安全施設等もついている道、大型トラックも走行できるような道でございます。林業専用道につきましては、砂利道が多くなっておりますが、10トン積みトラックぐらいは走行できるような道でございます。

それに対しまして、森林作業道のほうは、木を切りながら現場で少しずつ開設していくというものでございまして、キャタピラを履いたような車でないと走行できない道ということでございます。

現場からは、林道についてももう少し整備してもらえないかという要望が非常に多くございますので、できるだけ予算を確保して、重点的に整備ができればと考えているところでございます。

5 ページをお開きいただきたいと思います。国産材の供給量の増加に関する目標でございますが、現在の供給量が約1,500万立方メートルでございます。先ほど御紹介いたしました経営対象面積が集約化に伴って1.4倍に拡大いたしまして、これにさらにコスト縮減、2割程度を見込みまして、10年後に約1.8倍の2,800万立方メートルまで増大することを目標にしたいということでございます。

付加価値生産額の増加でございますが、これにつきましては、現状、2,500億円でございますが、供給量が1.8倍になるということでございまして、それにコスト縮減、2割程度を見込みまして、約2倍の5,000億円を10年後の目標にしたいと考えております。

6 ページに付加価値額については詳しい資料をつけておりますが、省略させていただきます。

それでは、こういったKPIを達成するために具体的にどういった改革を進めていくのかということについて御説明いたします。8 ページをお開きいただきたいと思います。まずは成長産業化のためには需要の拡大が重要であろうということでございます。左側の絵をご覧いただきますと、現在、木材はどこに使われているのかということで見ますと、特に3階以下の低層住宅にほとんど使われているという現状でございます。中高層のもの、非住宅でも低層のものには残念ながらほとんど使われていないということでございます。

こういう状況でございますので、まずは低層住宅につきましては、外材が使われているものを極力、国産材に置きかえていく。具体的には、例えばツーバイフォーなど、ほとんど外材が使われているようなものを国産材にどんどん切りかえていくことを一つ考えているところでございます。

また、他の資材、コンクリートや鉄骨、そういうものから木造に置きかえていくというところにつきましては、経済界からも、例えば最近におきまして、経済同友会から日本の中高層ビルを木造建築にと大変ありがたい御提言もいただいているところでございますので、経済界の皆様方の御協力も得まして、今まで木を使っていなかった中高層にもぜひ木を使っていくように需要拡大を図っていきたいと考えているところでございます。

9 ページをお開きいただきますと、そのための必要な施策ということでございまして、川下につきましては、利用拡大のために、今、御紹介いたしましたような外材からの代替需要の獲得、あるいは他資材からの代替需要の獲得のために記載のような施策を打ってまいります。川中につきましては、加工の生産性の向上も大変大きな課題でございますので、コストの2割程度縮減を目標に効率化を図っていく。あるいは流通全体の効率化につきましても、同様にコスト2割程度の削減ということで効率化を図っていきたい。あわせて川上のほうの集積拡大も行っていくということでございます。

具体的には10ページをお開きいただきたいと思います。まず、原木生産の集積・拡大でございますが、これは、まさに今、進めております新たな森林管理システムによりまして、集積・集約化の拡大をするということでございます。あわせて、路網の整備なり機械の導入を通じまして、このような形での拡大を図っていければと考えているところでござ

います。また、長期・大ロットで伐採・販売を行うスキームの導入もあわせて検討していきたいと考えているところでございます。

11ページをお開きいただきたいと思います。川中の部分でございます。ここにつきましては、製材工場や合板工場はかなり大規模なものが出てきておりますが、こういったものの効率化の支援を引き続き実施いたしまして、約2割のコスト低減を目指してまいりたいと考えております。

12ページは、需要拡大の関係でございます。左側の絵でございますように、例えばスギにつきましては、強度の関係から、はりや桁に使われてこなかったということがございます。いろんな技術開発等も踏まえて、はり、桁も含めて何とか国産材を使えるようにしていく、あるいは従来ほとんど外材でやっておりましたツーバイフォーについても国産材を使っていくことを進めたいと考えております。

また、ビルの絵が描いてございますが、実際に今、東北で10階建ての共同住宅で床にCLTを使って建設も行われているところでございます。このような新技術を使いまして中高層の建物にも木を使っていけるように需要拡大を図っていききたいということでございます。

13ページのバイオマス利用の推進は、経産省とも連携いたしまして、地域内エコシステムということで、バイオマスのエネルギーを熱利用も含めて地域内でうまく回していけるようなシステムを目指しております。輸出の促進につきましても、近年、輸出が大きく伸びているところでございますので、ぜひ製品輸出なども含めて輸出の拡大を図っていききたいと考えているところでございます。

次に、流通の効率化の関係でございますが、飛びまして恐縮ですが、15ページをご覧くださいと思います。流通の効率化につきましては、今、先導的な取り組みが各地に出てきているところでございます。左側の取り組みは九州の事例でございますが、A木材という原木の市場が中心になりまして、国産材のツーバイフォーの加工工場を実際につくりまして、周辺のいろいろな製材企業にも声をかけて、こういう協議会を立ち上げて安定的な需要をつくっております。こういう需要があるということで森林所有者や森林組合の皆様方にも声をかけて安定的な原木供給を可能としているという取り組みでございます。

また、右側でございますのは関東の事例でございます。工務店がリーダーシップをとりまして、新しい会社を設立して、森林所有者も含めていろいろなレベルでの協議体のようなものをつくりまして、原木の安定的な供給を可能としているということでございます。

両方の事例に共通して、ICTを活用して情報の共有をしっかりとやっていच्छやるところも大きな特徴かと考えているところでございます。

これを踏まえて、こういった取り組みをぜひ全国ベースで広げていきたいということで、14ページでございますように、各都道府県単位にサプライチェーンマネジメントのためのフォーラムをつくっていきまして、森林所有者から川下まで、特に一番川下の工務店、ハウスメーカー、こういったものにももしっかりお取り組みいただく必要がございますので、こういったところも含めた形でのフォーラムをつくって、そういった中でしっかり森林情

報も構築して提供していく取り組みによりまして、流通全体の効率化を図っていければと考えているところでございます。

最後、16ページでございます。以上申し上げましたような川上から川下までの取り組みにつきまして、この工程表に沿いまして着実に実施することによりまして、10年後には、冒頭御紹介いたしましたKPI、例えば国産材供給量2,800万立方メートル、付加価値が5,000億円、こういったものをしっかり実現していきたいと考えておりますので、引き続きの御指導をよろしくお願ひしたいと思います。私からは以上でございます。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの農林水産省からの御説明を踏まえまして、自由討議に移らせていただきます。御質問、御意見、コメント等がありましたらお願いいたします。

○金丸副会長・議長代理 最初にシンプルな質問をしたいのですが、路網のところ、9万キロ増やしていく、年間9,000キロ増やすというお話でした。かなりの予算規模になると思いますが、それは今後どうなさるのですか。通常予算の範囲内でおやりになるのか、プラスアルファでお考えなのか、その辺はどうお考えですか。

○牧元林野庁次長 ありがとうございます。

まさに今、林野関係の公共予算を中心に実施しております規模として年間9,000キロを整備させていただいているところでございますので、引き続き予算をしっかりと確保していきたいということです。加えて申し上げますと、基幹的な林道をつくってほしいという御要望が非常にたくさん出ております。そこは予算の制約等もあって必ずしも十分に応えられてきていないところもございまして、今後できるだけしっかり予算を確保して御要望に応えられるようにしたいということでございます。

○金丸副会長・議長代理 そのときに、もちろん林野庁の中の役割分担としては、林道や路網を計画的に形成していこうとされる部署等があるわけですが、まず重点地域を決めて、そこに林道と森林作業道とかトータルに効果的な路網を張っていく。投資対効果を考えると、できる限り早いリターンがあったほうがいいわけでしょうから、トータルな地域ごとのデザインが必要ではないかと思いますが、その考え方というのはどうなのですか。各部局あるいは課との連携というのはどんなふうに考えればいいですか。

○小坂林野庁森林整備部計画課長 路網の計画につきましては、一つは、都道府県におきまして、地域森林計画がございまして、そこでは主に、幹線になるような道を県のほうは全国158の流域、158の計画区ごとに大きなデザインを描きます。そういうものを受けて、今度は市町村が市町村森林整備計画という計画をつくってしまっていて、その中でさらに、ここで言うと林業専用道や毛細血管みたいな作業道をデザインしていく。そのときに、金丸副会長が言われたように、路網を重点的に進めていくというエリアを市町村はデザインして、今回、森林経営管理法案が出てくるとそういうところが集積していく場所とリンクして、どんどん集積していかなければいけないような場所に路網を重点的につけていく、そういう計画を市町村が立てて、そういうものが相まって計画的に路網整備を進めている

ところでございます。

○金丸副会長・議長代理 今のお話ですと、デザインが最初にあって、それが計画と相まって実行していくということなのですが、登場人物としては林野庁が出て、都道府県が出て、市町村が出てきて、現場の方々もいらっしゃるの、重点地域ごとの、プロジェクト全体が定義されて、しっかり進捗管理がなされて、しかも結果を生み出すためにやっているわけなので、それを踏まえたプロジェクト管理というのはすごく重要になると思います。ぜひ重点的な配慮といたしますか、工夫を凝らしてやっていただきたいと思います。

○白井専門委員 御説明ありがとうございます。

まず、質問ですが、3ページ目に「公的管理下に置き」とありますが、これは何を意味していらっしゃるのでしょうか。

○牧元林野庁次長 ありがとうございます。

今、法案を提出させていただいております森林経営管理法の中で、市町村に極力、森林を集約化することを考えているわけでございます。具体的には経営管理権ということで、立木を伐採して収益を分配して、さらに再造林なり保育なりの仕事が一体的にできるような経営管理権を極力市町村に集約化しようと考えているところでございます。

一回市町村に集約化した上で、経済的に回る森林については、現場で頑張っている素材生産業者や森林組合、そういう皆さんに経営管理実施権ということで、木を伐採して処分するような権能をお与えすることを考えているわけでございますが、なかなか経済的に回らないような山、奥地の山で植林はしたけれども、なかなか手が入らないというような難しい山につきましては、まさに市町村が経営管理権を持ってみずからしっかり管理していくということを考えているところでございます。その財源として先ほど御紹介しましたような森林環境税なども活用しながら管理していくことを指して、ここで言うところの公的管理というふうに申し上げているところでございます。

○白井専門委員 林業の補助金はまずは都道府県が受け皿だと思います。都道府県と市町村の役割はどうなるのでしょうか。既に森林経営計画もあります。今回、経営管理権は市町村主体で進められる。今までの補助金の受け皿は都道府県で、今回できる森林環境税は市町村が受け皿になる。林地台帳も市町村ベースでつくられるとのことですが、既に都道府県の森林簿もあります。かえって成長産業化と反するような動きが増えるのではないのでしょうか。日本の山林は2,500万ヘクタールで、そのうち3割が国有林として既に公的管理下に置かれています。さらに市町村の管理下におかれる山林が増えるということですが、成長産業化であればもっと現場でイノベーションが起こるよう、現場に裁量を渡していくように誘導するというか、施策を打つのがいいのではないかと。まず都道府県と市町村の関係、そしてこれまでいろいろやられてきた施策についてどのような評価、検証をされて今回に至っているのか、お話をお聞きしたい。

○渡邊林野庁林政部長 では、お答えをいたします。

先ほどちょっと次長からも申し上げましたが、もともとの森林政策の基本方針は、森林

と林業の基本法というのがありまして、林業の多面的機能の発揮と林業としての発展を2つの柱としてやっていくということで、それを後支えする補助金を出していた。その受け皿は県だったわけですが、それは補助金なので、自分で木を切らせるとか、そういう意欲がある人に自分だけのお金では足りないのでお渡ししてやってもらうということでもずっとやってきたわけです。

先ほど次長からも話がありましたけれども、条件の悪いところを中心に、そもそも木を切ろう、林を管理しようという意欲がある人たちがどんどん減ってきて、補助金を幾ら積んだところで補助金に申請を出してくれない人たちがふえてきて、補助金という手法ではなかなか適切な森林管理が進まないという実態がふえてきた。しかも、所有者が御高齢になられて、特に相続などをされますと、御子息は都会に住んでしまって、山については御関心もないし、自分の山がどこにあるのかよくわからない、あの辺とかいうのはお父さんに聞いているのだけれども、実際にはどこにあるかわからないというような人がふえてきていますので、従来の施策だけでは足りない。そういう経営管理がしっかり行われていないものについて、今回、市町村が所有者に意向調査をして、自分で管理をなされるのか、管理ができないなら市町村に預けてくださいということで、経営管理権を市町村が預かって管理する。そのときに経済的に回る森林であれば、要は市町村という公的機関が管理をするよりも民間の事業者管理に管理してもらったほうが効率的なので、民間事業者にさらに権利を渡して管理してもらおう。そういうことができない森林について市町村がみずから管理する。そこについてはお金がかかるので、今回、森林環境税というものを創設する方向になっておりますので、その一部を市町村がやる森林整備の費用に投入する仕組みを今回つくろうということでございます。

どこを切るのかとか何とかというのは、今も森林法の中で県が地域森林計画をつくっていますし、それに基づいて市町村の整備計画というのがございます。そういう計画制度のもとで今回、市町村も、要はちゃんとやってもらうべき所有者の人がやらないところをやるだけなので、自分たちの計画に基づいて所有者にやってもらうところを自分がやる、そういう変更が行われるだけなので、今の計画制度は維持したままやる、そういうことを考えております。補助金で今までやれているところは今までどおり補助金でやるし、補助金でなかなかできなかったところを中心に今回の新たなシステムを入れる、そういう役割分担を考えているということでございます。

○白井専門委員 ありがとうございます。

補助金について、林野庁さんの思いとは違う動きを、現場はしているのではないのでしょうか。公的資金をもらわないと林業は、もうできないと思っていらっしゃるところもあります。補助金に縛られ、現場がイノベーションを起こす力、現場の創意工夫がそがれている面が見られます。

例えば森林組合です。森林組合が本来の仕事をしていれば、なぜ今更、所有境界が分からないところが、そんなに問題になるのでしょうか。補助金をもらうためにその通りに作

業をしていただけないか。また政策もよく変わり、それに対応することに都道府県、市町村も、食傷気味ぎみになってはいないでしょうか。姿を変え、形を変え、こんなことを繰り返しては、成長産業化は見込めない。もっとシンプルな制度設計にされてはどうですか。この山を将来にわたって経営することで生活していける、伐って植えたらもうかるという環境、仕組みをつくれれば、今、問題になっている、伐り過ぎたりとか、再造林すべきところが植えられなかったり、という問題は起こりにくのではないかと。今、補助金をもらうため、とにかく伐っているのではないのでしょうか。予算確保より、むしろ仕組みの改革。現場の方が主体的に持続的にやっていこうという環境、仕組みさえ整えば回り出すと思います。いろいろな施策を打たれ、そのお金をもらうために何かしようとする現場が出てくる、林野庁さんの思いとは違う動きになる、そういうことが、これからも起こる可能性も気に留めて頂きたい。

○渡邊林野庁林政部長 ありがとうございます。

先生のおっしゃっていることもよくわかりますし、まさに先生がおっしゃったような、切って売ったらもうかるという世界をつくっていかないといけないと思います。今の林業の現場は経済的に回らないので、生産者もつらいし、業としてなかなかいかないの、管理自体がうまくいっていないという部分は当然あると思います。

9 ページに戻っていただきたいと思いますが、そもそもやはりちゃんと木が使われなとお金が回っていきませんので、まず木を使っていただくということを今回かなり重点的にやっていこうということでございます。そのために、今回、非住宅などを進めていこうと思っておりますから、事務所などを建てられる企業の施主さんに、鉄骨ではなくて木造で建てるようにお願いする。ないしはハウスメーカーの方々も今、外材をかなり使っておられるので、国産材を使うように理解を求めていく。まずそういうところから始まって、低層住宅については、外材の部材を国産材にかえていくような取り組みや、中高層については、設計者の方が設計の段階でまず木というのが頭に浮かばない人がかなりまだというか、ほとんどがそうなのだと思いますが、木を使ってみようと考えていただけるような設計者を育てていく。

当然、中高層になりますと耐火基準とかいろいろ厳しくなりますので、耐火構造の部材を開発していく。今でも開発されていますが、例えば木が燃えてしまうので、燃えしろというのでここまで燃えたらそれ以上燃えないような部材を使っています。それをやるとものすごく断面が大きくなって、都会などではそういうのでは使いにくいというのがあるので、断面が小さくても同じ性能を保てる、コストをもっと下げられる、そういう現場でしっかり使っていただけるような耐火部材を開発するとともに、それにあわせて建築規制も見直していただきたいなど、そういう需要拡大を今回かなり重点に置いて、それで木を使っていて、それによってちゃんともうけが出る、しかも、今、加工や流通のところでコストがかかって山元にしわ寄せが行っているの、加工のところも2割、流通についてもコストを2割削減するというので今回考えております。その分は全てが山元へ届く

かどうかはありますが、かなりの部分は山元に戻せるように、先ほど御説明した先導的なサプライチェーンというのはそういうことを実際にやっているところなので、そういう取り組みを全国にいかに関げていくかというのが今回の施策のポイントということで考えております。

○青木専門委員 ありがとうございます。

私は林業の現場に近いところにいるので、そういう観点で今回の御説明の中で感じたのが、成長産業化は大きく2パターンあるのかなということです。15ページにお示しいただいたように、比較的大きな事業、取り組みをしているような例と、割とコンパクトに地域に密着した、私たちから見たら手に届きやすいモデル、こういう2つのパターンがあるのかと思っています。

大きな事業というのはそんなに何社もつくることは難しいと思いますが、コンパクトな地域に密着した事例というのは、さまざまな地域で展開していくことが可能という意味では、かなり林業の底上げになるのかなというふうにお話を聞いていて期待しました。

そういった中で、例えばここの中でも意欲と能力のある事業体を支援していくという力強いメッセージがありますが、そういったところで一律的に補助金を出すのではなくて、本当に頑張っているところにきちっとメリハリをつけて補助金を出していただくことで新しい取り組みに対して必要となってくる人材育成につながって、人を採用するゆとりも出てきたり、新しい重機を購入するようなゆとりも出てきたりということで、最終的には事業体が強くなって、いつか補助金がなくても成り立つような仕組みにつながっていく、そういったふうになるといいのかなという意味で、非常に期待をしたところです。そういった意欲と能力のあるところにメリハリをつけた支援というのは可能なのでしょうか。

○牧元林野庁次長 御指摘ありがとうございます。

まずは、今、青木委員からお話がありました地域に密着した皆さんの取り組みが大事ということについては、私ども全く同じ感じを持っております。最近、自伐林家という言葉でも言われますが、中山間地域の小さな農家林家みたいな方々が自分の山の木を切って軽トラで出すといった取り組みも出ておりますので、そういう地域に密着して頑張っている皆様方の取り組みもぜひ応援していきたいという思いでございます。

その観点で言いますと、今回、まさに意欲と能力のある林業経営者を育成するというふうに言っておりますが、意欲と能力のある林業経営者については規模の大小は問いませんので、地域に密着している小規模の方であっても、自分の山だけではなくて隣の山も一緒にやろうという方であれば、もちろん対象になる世界でございます。

メリハリということについては、今回、いろいろな川上から川下までの事業を見直しまして、意欲と能力のある経営者を育成するということにそういう観点で事業を重点化することを考えておりますので、そのようなことを通じて支援し、御指摘いただいたような人材育成といったものにもつなげていきたいと考えております。

○青木専門委員 ありがとうございます。そういった、細かい意欲と能力の尺度というの

は、今後出てくるという理解でよろしいのでしょうか。

○牧元林野庁次長 はい。

○青木専門委員 ありがとうございます。

○林委員 御説明ありがとうございます。大変意欲的で具体的な計画をつくっていただいたので、期待しております。

3つ質問させていただきたいと思います。

16ページの工程表の中で欄外の米印に「国有林を活用した長期・大ロットの立木の伐採・販売スキームの実施について検討」とございます。これについては、まずは、これまでのこの会議でも出てきている国有林の民間委託などのあり方についての具体策についても、この表でいうところの2019年度、2020年度までには構築する御計画なのかどうかという確認が1点目の質問でございます。

2点目ですが、木材の需要拡大のための規制見直しの中で、先ほど渡邊様から燃えしろ設計の見直しについても御検討いただいているというようなお話があったと思います。当会議でも3月16日に坂先生から、燃えどまり層を要求する設計というのは日本独自のものであるということで厳しい御意見をいただいたところでありまして、この点についてどういう規制の見直しをされる御計画か、伺いたいと思います。

3点目です。4ページの路網整備に関するKPI②のところ、KPIとして確かにトータルで掲げられていますが、これまでのヒアリングでは、10トントラックが走行可能な林業専用道の密度を高めることが重要であるという御意見も伺っております。そういった点で、路網整備においても生産性向上につながるような重点的なKPIの設定が必要ではないかと思いますが、林業専用道ではない、その下のレベルの森林作業道も相変わらず整備されているのはなぜなのか、伺いたいと思います。以上です。

○渡邊林野庁林政部長 どうもありがとうございました。

まず、国有林の関係でございます。国有林については、御指摘のとおり未来投資会議などでどうするのかという御指摘をいただいておりますが、検討するかどうかはまだ決まっていません。16ページの工程表では、今回の国有林の活用については、意欲と能力のある事業者が民有林で集積を受けて大きくなっていくわけですが、その人たちに持続的にやっていただくためにはそれなりに経営が安定しなくてはならないので、今回の法案でも国有林としてそういう人たちに、今、入札制度でやっていますけれども、新たな項目をつけ加えて、その人たちが優先的に受けられるような工夫をしようかということ。それと並びで、民間事業者が大ロットでやるのですが、そのときに意欲と能力のある事業者にそういうことをやってもらえるようにというのを念頭に置いています。2019年度から法案ができますので、意欲と能力のある経営体の育成促進をやっていきます。それにあわせて、まだどの時点でやるとかやらないとか決まっていないものですから、この矢印でそれを示しているわけではなくて、ここの林業経営者の育成促進にも寄与できる施策として国有林の話が今出ていますねということでアスタリスクをつけている、そういう図で我々としてはお

示しているということでございます。

もう一つの燃えしろ設計のほうは、誤解を招いてしまったかもしれませんが、12ページをお開きいただきますと、耐火部材で、燃えしろと燃えどまり層がある部材が今できつつあります。これについても今の部材で満足できるものではなくて、コストが高い、断面が大きくなってしまうというので、我々としては、まずは今の規制でこういう燃えどまり層の柱をつくっているわけですが、もっと現場のニーズに合ったものをつくっていく努力を林野庁としてはやりましようと考えているということございまして、規制のほうはまた国交省で御検討いただけるのかと思っております。

○小坂林野庁森林整備部計画課長 路網の関係は、委員御指摘のとおり、林業専用道をこれからつくっていかねばいけないということはあります。基本的には3つの道を最適に組み合わせることが必要で、当然、林業専用道も必要ですし、具体的な作業を進める上では毛細血管になる森林作業道も必要だということです。

現実はどうな状況なのかというと、今、林業が活発にやられているところは、ある程度条件のいい、要は立地条件のいい、地理的条件のいいところ、ある程度道が入っているところから進んでいますので、今、森林作業道という毛細血管のところが一番ボリュームが多い形で整備していますが、冒頭に次長がお話しされたように、地域の要望としては、これからさらに一步奥のところもどんどん林業をやっていかねばいけないということになると林業専用道を入れていかねばいけないということです。今はこういう形で森林作業道が大きなウエートですが、長い目で見ると、やはり最適バランスの中で林業専用道を今後もっとやっていかねばいけないという課題はあるかと思っております。

○長谷川国土交通省住宅局住宅生産課長 国土交通省でございます。

先ほどの建築規制の点につきまして補足的に御説明させていただきます。建築規制の観点につきましては、これまでも林野庁さんとも連携しながら、木材を利用しやすい環境づくりといったことで適宜見直しを進めているところでございます。

最近の動きといたしましては、この国会に建築基準法の改正案を提出させていただいているところでございます。内容はいろいろございますが、木材利用の関係のポイントの一つといたしましては、ある程度の高さの高い建物を建てる時は、木造でつくった場合であっても耐火をしっかりしなければいけない、例えば石こうボードを表面にきちんと張らなければいけないという規制がございます。これにつきまして、いろいろな技術者の調査研究の成果を踏まえ、ある程度木材の厚みをとってもらって、なおかつ幾つかの補完的な措置を講ずれば同じ防火性能は担保できるといったことが確認されました。この調査結果を踏まえ、これまである程度高い建物を建てる時は石こうボードを張る等といったものしか選択肢がなかったところにつきまして、木材をそのまま表面に出す、あらわしの設計を選択肢として使えるという改正案を国会でまさに御審議いただいているところでございます。

○林委員 ありがとうございます。

日本特有の事情もあるということで、ある程度、燃えどまり層が必要ということもあるのかもしれませんが、ぜひ見直しを積極的に進めていただきたいと思います。

それから、先ほど林野庁様から御回答いただいたうちの1番目の点、国有林の民間委託についてはまだ確実な方針決定をしているものではないという御趣旨かと思いますが、ぜひともまず国から改革を進めていくべきではないかと思っておりますので、国有林については柔軟な民間委託のあり方、期間や裁量の程度についても民間のほうが工夫できるような形で規制を見直しをいただきたいと思います。以上です。

○佐脇規制改革推進室参事官 事務局から一言申し上げます。先ほど林いづみ委員から御指摘のありました第13回農林ワーキング・グループの議論につきましては、後日、規制改革推進会議農林ワーキング・グループの飯田座長と相談しながら規制改革推進会議のほうでの取扱いになろうかと思っております。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 追加で一点、国有林について、先ほど渡邊部長より検討するかどうかは決まっておっしゃいましたけれども、検討はしますね。

○渡邊林野庁林政部長 検討はいたします。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 いつ何をやるかは決まっていないということですね。

○渡邊林野庁林政部長 いつ何をやるかが決まっていないだけです。訂正いたします。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 それでは、林専門委員、お願いいたします。

○林専門委員 林業の成長産業化に向かうイメージがだんだん膨らんできて、楽しみになってきたというところでございます。その中で幾つか意見と質問をさせていただきたいと思います。

まず、8ページの国産材の需要拡大というところで、需要者側からは、外材に比べ、ロット・品質など希望する材の供給が不安定なので使いにくいと言われていて、これを解決することで基本的に需要が伸びるというふうに考えられると。当然、経済界の協力を得て、さらに需要の拡大を図っていきたい、こういった趣旨なのではと思うのですが、現状、現場で我々感じることは、ロットと品質に関しましては、かなり国産材はレベルが上がっていると思っています。自給率にしてもかなり伸びを示しているとおりでありますが、これからさらに需要を伸ばすということを考えた場合、恐らくロット、品質だけでは基本的には無理なのだろうと思います。何が必要かという、これは私の意見ですが、長期的に安定供給できるという保証みたいな、そういったものを需要者側に確約できるような状況をつくっていかないと基本的にはこれ以上の需要は伸びないのではないかと思います。

特に経済界からの協力を得るということであれば、現状はこれでいいでしょうが、では3年後はどうか、5年後は大丈夫なのかという質問や問い合わせが必ず参ります。そのときに、今の林業では、原木が出てきたら対応できます、原木次第ですねというような返事しかできないわけです。これではやはり経済界が求めるような需要拡大は難しいだろうと思っております。ですから、長期的に安定供給できるというような仕組みがま

ずは必要と思っています。

需要からしてみれば、新しい木材需要として集成材の需要や合板の需要、あるいはCLTあるいはツーバイフォー、輸出、バイオマス、これらは今までにないわけではないですが、少量での木材利用であり、まさに今後は量を必要としますので、なお一層、今のような単年度ではなくて、あるいはここ2～3年の需要ではなくて、5年、10年、あるいは20年、30年という形での需要が担保されるような取り組みが必要かと思っております。

2つ目ですが、非常にイメージ的には先ほども言ったように湧いてきたのですが、根本的な問題として林業の労働力はどういうふうにご考えておられるのかをお聞きしたい。現状、林業従事者は非常に不足しています。今の木材需要に応えられないぐらい作業員あるいは従事者は不足しています。この手だてをどうされるのか。我々も従事者の一人として募集を幅広くやっていますが、正直言って、なかなか手がないといえますか、集まらないという状況がございます。

まず、伐採のほうは、それなりの木材の価値も上がってきたので、徐々にではありますが、ふえてきていますけれども、再造林の部分は私から言わせれば全くといっていいほどふえていないのではないかと思います。木材需要をふやす。当然、伐採しなければいけない。皆伐しなければいけない。再造林をする。再造林するための労働力はどうするのかということが基本的にここでは触れられていないような気がします。なかなかこれも難しい問題だと思いますが、育成をどうやっていくのかというところをもう少し深く考えていただきたいと思っています。

それから、労働力という問題、ある意味では共通していますが、トラックの問題も、輸送も非常に今、タイトになってきていて、果たして今後、輸送体制がどうなるのか。ましてや木材の流通はどんどん広域的になっていますから、大型長距離トラックも必要になってきます。そのような木材輸送体制問題は何も手をつけていない状況だと思います。トラックだけではなくて海上輸送であったり列車での輸送であったりというものもいろいろ検討できるのではないかと思います。労働力と輸送の問題は非常に必要ではないかと思っています。

もう一点、最後ですが、KPIの設定の集積・集約化された私有人工林の割合というところで「国有林、公有林は含まない」と書いてあります。国有林はわかりますが、公有林はなぜ含まないのか。私を感じるころでは、県有林あるいは市有林、村有林、正直言って、個人の森林所有者と基本的に同じレベルと思っています。やはりそういった整備が進んでいない。業務の委託先は森林組合系が多いのではないかと。これは当然、先ほどの補助金の問題がありますが、補助金によって動くということなので、それとの兼ね合いの中でスムーズにあるいは予定どおりに、計画どおりに進んでいないのではないかと。特にだんだん小さくなる市であったり町であったりすると通常の私有林と全く同じような状況なり、何でもここを外すのか不思議に思っています。

以上、3点、意見と質問をさせていただきました。以上です。

○牧元林野庁次長 御指摘ありがとうございます。

まず、最初の安定供給が大事だと、特に長期的な安定供給が大事だということについては全く御指摘のとおりかと思っております。最近、せっかく国産材の需要がある程度上向いている中で、川上というか、山側がそれに応えて安定供給していかなければいけないわけでございます。

そこで一番ネックになっているのが日本林業の構造問題といたしまししょうか、非常に小規模零細な所有者の方が多くて、そういう所有者の方々は少なくとも経営の拡大をしようなどという意欲は余りお持ちではないというような状況でございます。そこらあたりで集約化が非常に大事になるわけございまして、ここについてはこれまでも森林組合を初めとする現場の皆様方が必死で取り組んできたわけですが、なかなか限界があるということでございます。

そこで、今回、森林経営管理法という新しい法律を出しまして、これまで手がつかなかったような条件の悪いところ、あるいは所有者がわからないところ、そういったところも含めて、一回市町村に大きく集約化することによって材の安定供給の道を切り開きたいという思いで、そういう制度を出させていただいたという趣旨でございます。

その関連で、3点目の御質問にございましたが、ではなぜ公有林を含まないのかということについては、公有林については基本的に集約化はできているわけでございます。公有林の整備の水準がどうかということについてはまたいろいろと御議論もあるかと思いますが、少なくとも所有者は一つでございます。その面では国有林と同じでございますので、そこは集約化ができています。ただ、中の整備をどうするのかということについては、今後、実際、整備するに当たって私有林と一体的に整備したほうが効率的だということもあるでしょうから、現場現場でいろんな対応が必要かと思いますが、少なくとも集約化ができているということは私有林と違うということで、今回、施策の整理としてこういう形になっているということでございます。

2点目の御質問にございました労働力の問題、これも本当に御指摘のとおりでございます。現場の人手不足は非常に深刻だというふうに私どもも認識しております。特に労働力不足が前よりも様相が変わってきておまして、少し前までは高齢者の方々がどんどんやめていくことで労働力が減っていくという面があったかと思いますが、今、現場で起きているのは、他産業との人の取り合いみたいなものが起きていて、なかなか人が確保できなくなってきている。ここが非常に大変なところだということで、中身も、今、林専門委員から御指摘がありましたように、とりわけ造林部門です。素材生産のほうは、少しずつではありますけれども、人がふえています。造林部門の人手不足が非常に深刻だということは御指摘のとおりかと思えます。

そこについては、私ども、この10年以上にわたって「緑の雇用」ということ取り組ませていただきました。これは一定の効果があつたと思っております。と申しますのも、それまで年間新規就業者は2,000人ぐらいのオーダーだったのが、緑の雇用が始まってから

3,000人ぐらいのオーダーにふえてきておりますので、緑の雇用は一定の効果があったところでございますので、これは引き続きやっていく必要があるということと、加えて林業の現場では労働安全問題とか、そういうものがあるわけでございます。非常に危険な作業が多いということで、安全の確保をどうするのかということもやはりネックになっていると思います。

そういった面につきましては、今回、新たな森林管理システムの中で意欲と能力のある林業経営者を育てようとしております。育てようとしている林業経営者につきましては、作業を効率的にやるということだけではなくて、労働安全衛生の面までしっかり目配りができるような事業体を育てていきたいと考えておまして、そういうきちんとした担い手づくりとあわせて労働力の確保を図っていきたいと思っております。しかしながら、課題が大変多いというのは実際のところでございますので、これは現場の皆様の知恵もかりながら推進していければと考えております。

○渡邊林野庁林政部長 補足いたします。

林委員からの冒頭の需要者に長期的に安定供給できる仕組みは、おっしゃるとおりでございます。それを今回、我々はやろうと思っております。14ページですが、今まさにこういう関係者がいろいろいるわけです。工務店やハウスメーカーの方々は大体、製材業者までは顔が繋がっている人が多いと思いますが、山持ちまでは顔が繋がっていない。逆に、木を切るほうは製材業者までは行っているのだけれども、実際にハウスメーカーまで顔が知られている関係にはなく、需給のマッチングがうまくできない場合が出てきているということなので、需要者側が求めたものを山側が必要に応じて切れる体制にしようということで、関係者一同、打ちそろって、先ほど先導的なサプライチェーンと言いましたが、そういうサプライチェーンをつくっていくことが理想です。ものすごく進んでいるところはそういうことが始まっていますが、これを横展開するためには、県や団体、ないしは商工会議所などの御協力をいただいて、こういう関係者が打ちそろって、マッチングで、では我々でそういうことをやってみようかという取り組みが全国に広がるような基盤を今回つくってみようということをやっているということでございます。

○飯田座長 私からは、主に川下に関するお話を伺えればと思います。

1つ目、先ほど林委員からもありましたように、川下の建築での木材需要を高めるために、現在の耐火制限または内装制限について見直し、どちらかといえば規制緩和が必要であるという話がありました。私自身も意見は同じなのですが、その中で12ページで示されている中大規模木造建築物の設計者の普及・育成という部分について、例えば大学の理工学部にある建築学科のようなどころでの木造建築に関する教育課程の普及であったり、木造建築士等の資格を見直すといった方策、方針みたいなものは考えられるのか、これが1つ目で、どちらかというとな国土交通省さんのほうです。

2つ目が、今日は経済産業省の方がいらっしゃらないのですが、9ページのまさに川下での木材需要の拡大におけるFIT制度、固定価格買取制度において輸入材の取り扱いをどう

するかについて御意見を伺えればと思います。現時点ですと、林野庁様のほうでは合法性・持続性のガイドライン等で輸入材の適格性を審査している状況かと思いますが、そちらで何か縛りを設けたほうがいいのか。それとも最終的な買取価格、これまでの輸送に費やしたCO2まで考慮した形に段階的に書きかえていくのか。現時点ですとヨーロッパ各国の2倍ぐらいで日本は買い取ってしまっているの、これを目がけて、特に大規模で石炭や油、つまり燃焼材と同時に燃やすタイプですと輸入材で大規模にどんどん燃やしたほうが得となってしまうと、もともとのFITの制度趣旨にも合わないのと同時に、日本の木材の活用ともちょっと話がずれてしまう。そういったところの問題点についてどういった御認識か。

最後のもう一点は、また川下なのですけれども、今年の2月にユネスコの無形文化遺産候補として日本の伝統的木造建築といったものが恐らく推薦対象になるのではないかと、まだ報道ベースなので、私もしっかりは存じ上げていませんが、こういう状況の中で木造建築の国内外へのアピールについて、これは木造建築という意味では国土交通省ですし、木の文化という意味では林野庁の話かと思いますが、両省庁で無形文化遺産登録に関して何か方策を考えているのか、またそれをPRの機会と捉えるような向き、または担当があるのかについて伺えればと思います。以上です。

○長谷川国土交通省住宅局住宅生産課長　まず、国土交通省からお答えさせていただきます。

1つ目の建築需要の観点、特に中高層の建物について、その担い手である設計士の方などにそういった新たな技術などをきちんと普及させる、これは大変重要なポイントかと思っております。

私どもの取り組みといたしましては、まず、先ほどの12ページのところで、例えば10階建ての木材を使った先駆的なプロジェクトが出ているかと思いますが、こういった先駆的な工法を使った、モデル的なプロジェクトに対する補助金の支援をしております。また、支援するだけではなくて、こういったモデル的な事例について、広く建築士などに対して情報提供を進め広くPRしております。

また、各地域の建築士の方等に対して、林野庁とも連携しながら、さまざま木造関係の技術情報の提供や、講習会の開催について協力させていただいております。

先ほど御指摘の大学といったことについては、直接こういったことをやっているといった事例はすぐには思いつきませんが、各地域での建築士向けの取組においては大学の関係者の方もお見えになるケースもあるのではないかと思います。

木造建築士につきましては、いろいろ講習などはやっておりますが、資格制度そのものの見直しを木材需要の喚起という観点からしようといったことは、今、特に検討していることはないといったところでございます。

3つ目の伝統的な建物についての観点でございますが、私どもも、和の住まいといったものは大変重要な建築文化でありますので、これをきちんと伝承していくことは重要だと認識しております。

具体的な取り組みといたしましては、和の住まいの関係の有識者の方に御協力をいただき、その魅力などをきちんと伝えるパンフレットをつくった上で、年間4回程、和の住まいの取り組みなどに関するセミナーを各地域で開催して、その地域の建築士の方や工務店の方などに御参加いただいているところでございます。

御指摘のこういった事を海外にも発信したほうがいいのではないかとといった点につきましては、今後どういったことができるかについて検討中の段階でございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

ちょっとだけ追加ですが、こういった中高層の木造建築をするとき一番大きな問題点が、本格的な木造の建物を扱ったことのない一級建築士も少なくないところかと思えます。その一方で木造建築士ですと大規模な建物は多分担当できない、この2つの分断というのが結構大きな問題になり得るのかなと思っています。例えば、一級建築士でこういった大規模なものを建てる方向けの木造教育の再教育、リカレントなのかもしれないですけども、普及などについて御考慮いただければと思います。これは感想です。

○玉置林野庁林政部木材利用課長 では、まず、FITの関係でございます。現行ですけれども、一番使ってほしい材として我々としては間伐材、山に残された材をカスケード利用するということが大事だと思っております。現行価格は2,000キロワット未満であれば40円、それ以上であれば32円となっています。一方で、輸入材とか、製材した後に出てくる残材につきましては、これまで24円、2万キロワット以上であれば21円という形でしたが、昨年の経済産業省の公定価格の算定委員会では、1万キロワット以上の大規模な一般木質材、輸入材も含めたものについては入札制度を取り入れるという形で、ある程度コスト構造に合った形で見直しが適時進んでおります。林野庁としては、やはり山の間伐材もしっかり使っていただきたいと思っております。現行では40円、32円という価格の高い形で位置づけをしていただいておりますので、ここにも書いてはありますが、燃料材調達コストに応じた固定価格の設定ということで引き続き我々は経済産業省にもお願いしていきたいと思っております。

また、木造建築物の普及でございますが、我々も平成30年度から2020年のオリ・パラに向けて木の文化の情報発信の事業を構築しております。特に、最近、日本の木造建築物は海外においても評価をいただいております。今年8月からは中国のほうでも、中国の建築基準法に当たります木構造設計規範というのがありますが、そこに新たにスギやヒノキという材を位置づけていただきまして、さらに軸組工法という工法自体も新たに位置づけて8月1日から施行されることになりました。我々も日本の住宅を輸出する機会にもつながると考えておりますので、木の文化の情報発信、住宅もあわせて林野庁としても積極的に進めていきたいと思っております。

○飯田座長 ありがとうございます。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 では、三村会長、お願いします。

○三村会長 まず、ようやくこういうものが出てきたかと思いました。もっと早く出てく

るべきものがようやく出てきた。だから、出てきたこと自体は評価しますが、工程表等については、ぜひともできるだけ前倒しで実行してもらいたい。まず、これを第一の要請とさせていただきます。

2番目に、先ほど、補助金のあり方などの様々な議論がありましたが、私は、産業政策としての林業のスタートだと思っております。社会政策ではなく、林野庁は林業の産業化のために存在する官庁だと思っておりますので、例えば、場当たりのインフラ整備や伐採を行っている自治体があるところのご指摘がありましたが、森林組合に対する補助のあり方も、そういうものについては厳しく対処し、意欲ある林業経営者に重点的に供給されるよう目を光らせていただきたい。森林組合のあり方についても、しっかり考えてもらいたいと思っております。

3番目に申し上げたいのは、山元、森林所有者にお金が落ちないことが林業経営の最大の問題だという指摘についてです。私もそのとおりだと思いますが、今回提示されている中身でこの点が十分カバーされているのかということに若干疑問を持ちます。地域に密着した林業であるべきという主張もそのとおりだと思いますが、彼らが丁々発止でやり合っただけで十分な立木価格がとれるのかという問題もあるわけです。したがって、方向性としては大規模化、要するに十分な価格交渉力を持った林業組合あるいは経営者の育成ということがどうしても大きな問題になるのではないかと考えております。

そういうことで、一つ疑問ですが、資料の4ページに、集積・集約化が現在3分の1行われているが、これを10年後に約5割、310万ヘクタールまで増やしたい、このように淡々と書いてあります。このこと自体は大賛成ですが、集積・集約化のされた森林を5割に増やすに当たっては、その担い手として、交渉力を持ったしっかりとした経営者もしくは林業組合を育成する、こういう観点をぜひとも入れていただきたいと思っております。

4番目に申し上げたいのは、大規模化するためには地籍の明確化が絶対必要であるということです。我々の国民会議では「平成の検地」という形ですべて提案をさせていただきましたが、難しさが先に立ってなかなか進んでいない。今回の法律が通れば、いろいろな制約条件も撤廃されるので、検地、地籍の明確化についても、ぜひとも具体的な工程表の中に入れていただきたいと思っております。

最後に、先ほどの「国有林を活用した長期・大ロットの立木の伐採・販売スキーム」（いわゆる国有林のコンセッション）に関する林野庁の説明を聞いてがっかりしたのですが、10ページの図では、全体として、いかにも前向きに、意欲ある林業者・森林組合を担い手として、より大規模化が進むという図になっているにもかかわらず、小さな文字で最後に国有林を活用したスキームの「導入を検討」と書いてある。これは我々の印象からするとやや羊頭狗肉ではないかと感じます。これまでいろいろ議論してきましたが、我々はこの図を見て、林野庁はよくやったなと思えました。ですから、国有林活用のスキームについても、我々の期待を裏切らないような形で、検討というよりももう少し強い表現にしていただければと思います。何か障害があるのでしょうか。林業の産業化ということからすれば、

国有林というのは公的な資産であり、現在持っている資源を最大限に活用しながら加速的に大規模化を進めるうえで絶対活用すべきものではないだろうかと思えます。以上です。

○牧元林野庁次長 ありがとうございます。

まず、工程表でございますが、極力前倒しでという御指摘でございます。我々もこの工程表をしっかりと実現できるように頑張っていきたいと思っております。

2点目に、産業政策としてきっちりやるべきだという御指摘ございまして、先ほど来御議論が出ておりますように、林業も基本的には、切って、植えて、育てて、そのサイクルがちゃんと経済ベースで回るというのがもちろん目指すべき姿でございます。そのような観点で今回、意欲と能力のある林業経営者をしっかりと育てていきたいという方向性を打ち出したところでございますので、事業についても極力そういった者を育成するような方向で各種の事業も組んでいきたいということでございます。

○三村会長 現状の補助金の制度のあり方も見直してほしいのです。

○牧元林野庁次長 補助金といいますが、今、いろいろな種類がございますので、それはそれぞれの事業ごとにきちんと議論していく必要があるかと思っておりますが、いずれにいたしましても、意欲と能力のある経営者をしっかりとつくるような方向で事業も誘導していきたいと考えているところでございます。

また、関連いたしまして、山元にしっかりお金が還元できるようにということも御指摘のとおりで、我々かねてからずっとそれを目標にしております。御案内のように、原木価格は、日本であっても北米であってもヨーロッパであっても大体一緒なわけでございます。ところが、コスト構造が違うということで日本は山元に全然返っていないということでございますので、今日御説明をいたしましたように、加工や流通のところでもコストを削減しなければいけませんし、あるいは伐採とか、山元でも当然コストを下げなければいけなくないと考えているところでございます。そういうことを通じて山元に極力お金が返るようにと考えております。

また、そのような中で、担い手につきましても、特に大規模な事業体をしっかりと育成するという御意見も承ったところでございますが、いろいろなレベルでの担い手をしっかりと育成して、山元にしっかりお金が返るような全体のシステムをうまくつくっていくことが大事かなと思っております。

それと関連いたしまして、地籍の明確化という御指摘がございました。まずもって境界がわからないと仕事ができないということがございますので、もちろん地籍調査を進めていただくということも重要でございますが、あわせて事業ができるような形での境界の明確化について林野庁としてもこれまでも取り組んできたところでございます。そういう取り組みを進めて境界を明確化した上で、集約化なりをしっかりと進めていくということを着実にやっていきたいと思っております。

最後、御指摘いただいた国有林につきましては、これまでこの会議に御報告したとおりでございます。しっかりと検討しているところでございますので、検討結果につきましては、

随時御報告させていただければと思っております。

○金丸副会長・議長代理 ありがとうございます。

今、三村会長が御指摘なされたことと同じようなことをずっと思っていたのですが、御説明資料の中の9ページと10ページはすごくわかりやすく、9ページは、林野庁として川上から川下まで全てを視野に入れているという絵ですね。川中のところと、流通全体の効率化について、コスト2割削減と入っていて、では、山元はと聞かれたら「山元も考えています」とおっしゃるのですが、左側の川上にできれば数値目標などを向上させるというパーセンテージも入れていただければと思います。

10ページは、国有林まで入って、つながりイメージが路網の整備のお話とあわせて拝見するとすごく動き始めるのではないかと期待が高まるので、ぜひこの絵をちゃんと実現してほしいと思います。

その上で、冒頭に路網の質問をしたのですが、9,000キロの内訳に林業専用道の距離はおっしゃっていないくて、最適なポートフォリオで組み合わせによって林道の幹道と森林作業道をつなぎ合わせると説明されたのですが、林業専用道の距離をはっきりさせてほしいと思いました。

14ページのプラットフォームのところは、ぱっと見たときにはすごくいいなと思いました。これも今までやっていないことをやるということについてはいいと思いますが、データベースの構築のところの情報の中身を例示で書かれているのを読むと、どちらかというと静的な情報で、左側のグレーのところの森林情報は、航空レーザー等を使って森林資源情報を調べてきて、それでインプットされていくということだと思います。台帳みたいなものができて、右側のほうは、いろんなステークホルダーがお集まりになられて、「各事業体の情報」とあります。会社概要や生産品目が主というより、本来ならむしろ動的な情報と生産者の情報をマッチングして行って、どちらかというと徳島県上勝町の「葉っぱビジネス」のように、注文が来て、あらかじめどんな大きさでどんな色のどんな葉っぱが幾らぐらいで売れるのかわかってから山に入っていくって、落ち葉がお金に見えるみたいなものすごくわかりやすいビジネスモデルですが、高齢者の方々が、しかもブロードバンドで、地域でIT武装して、今はタブレットもお使いになられているので、現場ICTを有効活用していらっしゃるわけです。究極は、受注生産の割合をふやしていくということが重要だと思うのですが、こういうプラットフォームの行く末について受注生産型の割合をふやすということが林野庁の視野に入っているのか、お聞きしたいと思います。

16ページの工程表も今までにない全体像がはっきりしたのですが、先ほど触れさせていただいたように、これを実行していく上でいろんな登場人物がいらっしゃると思います。左側のテーマごとの横串の層が4つジャンルありますが、それぞれ林野庁ではどんな部局、どんな課がかかわって、先ほど都道府県と市町村の話もありましたが、そこまで含めて、それぞれのジャンルごとのプロジェクト体制はどんなふうになるのか、別途お示しさせていただければすごくわかりやすいと思います。ぜひよろしく願いいたします。以上です。

○小坂林野庁森林整備部計画課長 路網の部分について御回答させていただきます。林道と林業専用道は同レベルぐらいで整備されている状況でございます。

○渡邊林野庁林政部長 14ページのフォーラムの件でございます。受注生産をふやしていくというのは当然我々も考えているところで、まさに15ページの先導的取り組みがそういうことです。ここで動的な情報も全部共有されていると思いますが、14ページは、それをつくるための「お見合いの場」と書きましたけれども、いわば結婚のためのお見合いの場みたいなものです。ここで出てくるのは、そんな動的な情報までいきなり出してくれるとは思えないので、これは釣書みたいなもので、それを見てマッチングして、この人でやってみようということになったら、そういう動的なものをちゃんと共有して、受注生産をしっかり安定的な供給体制で川下で回してもらい、このフォーラムからスピアウトしてつくってもらい、そういうことを想定していますので、ここで静的な情報しか出ていないのはまさにそういう理由でございます。

○金丸副会長・議長代理 渡邊さんはうまく説明するのですが、どちらかというと誇大広告的なペーパーのように思えます。16ページの工程表は多分、渡邊さんとして必要だと思うのですけどね。

○渡邊林野庁林政部長 作業の時間をいただいてつくりたいと思います。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 それでは、白井専門委員、お願いします。

○白井専門委員 ありがとうございます。

林野庁さんと国交省さんに対して、2点質問があります。6ページ目です。これまでも目標値を絶対数で示されていると思います。ここに何らかの指標を示されてはどうでしょうかという提案です。

現在、2,000億円前後の素材生産額に対して、3,000億円、約1.5倍の補助金が、林道、造林だけで出ています。さらに、補助金は林業機械にも出ています。補助金が間伐に出ており、それを販売できますので、補助金で材価が下がっているのではないかと思われる様子もあります。意欲があって山林を経営されている方の中にも、言い方が悪いですが、そのままの言葉でお伝えすると「僕たちはシャブ漬け、補助金付けになっている」と嘆いていらっしゃる方もいます。補助金の出し方、制度設計もあると思います。10年後に素材生産額は3,400億円にすると書いていただいているのですが、バックで3,400億円を超える補助金が動いていたら、それだけの素材生産額が出るのは当然です。これでは成長産業化というよりも国営企業化が進んだように見えます。

どのような補助金はどう出ているのかとか、それを示すことも大事だと思います。どのような補助金が動いていて、それに対する生産額の動向、どれだけ成長したか、指数みたいなものも示されてはどうですか。生産量、生産額の絶対数ではなくて、こういう補助をした、産業基盤の整備をしたことに対して。これぐらい成長した、こんなに自立性が高まったという率を示されたほうが、明示的ではないですか。

2点目です。今回は少し外れるかもしれませんが、飯田座長がおっしゃったことに関連

しまして、やはりA材を最も使ってくれる木造建築が現在、建てづらくなっています。国産材を望み、単位面積あたりの使用量も多い伝統構法は、限界耐力計算をした上に適判に回るという現状があります。たくさんの実務家も動員され、実証実験もされているわけなので、それをまず法制度上に明確な位置づけをしていただきたい。

もう一つ、それを建てる大工・棟梁は、今は主に厚生労働省で位置づけを得ていると思います。建築基準法自体の中に何らかの位置づけをいただきたい。A材を中心に、国産材を扱う中小製材、建築業者、工務店、大工棟梁というのは、地域創生と今、言われていますが、その中で非常に大事なプレーヤーでもあります。お金では評価できない価値、地域社会を持続するために役割を担っていらっしゃいます。そういう人たち、その構法に、現在、建築基準法上、明確な位置づけがございません、何かしら手を打っていただきたい。これはお願いでございます。

○渡邊林野庁林政部長 どうもありがとうございます。

まず、補助金との関係ですが、この表は産業連関表で出していますので、補助金は直接的には入っていないということでございます。林野庁の補助金は、この場でも何回か御説明させていただいていますが、先ほど申し上げたように、基本法で多面的機能の発揮と林業の健全な発展というのがあります。特に間伐材みたいなものは、温暖化防止のためにパリ協定が決まっていますけれども、その吸収源対策をやるためには間伐をどれだけやらなければならない、そういう国際約束を守るためにやっているという側面がございます。補助金の直接的な目的はそういうことなのですが、それによって間伐材が出てくるので、現場の事業者にとっては経営の重要な柱になっている場合があるかと思っておりますけれども、そういう意味では、間伐の補助金というのは事業者の経営を支援するために出している補助金ではないので、そこの整理というのは、今回の産業政策でやる場所について補助金が全体でこれだけあるからおかしいではないかというのは、目的が違うものに出しておりますので、なかなか難しいという感じでございます。

○長谷川国土交通省住宅局住宅生産課長 1つ目のご指摘は、伝統的な木造について建てづらい面があるのではないかとといった点かと思っております。建築基準法は、申し上げるまでもございますが、まず安全性をきちんと確保した上で、その中で合理化できるところは合理化していこう、といった考えのもと、少しずつ、見直しを進めているところでございます。委員御指摘の点は、また別途細かい点は御議論いただくということなので、今日は詳細な説明は省かせていただきますが、伝統的な木造も含めて、なるべく合理化を進めるべきであることのご指摘かと思っておりますが、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

2点目の木造建築物の担い手の問題については、先ほど川上の林業の担い手が今後減っていくという問題もあったかと思っておりますが、川下の木造建築の現場も同じような悩みを抱えているところでございます。私どもも、例えば工務店の関係の団体が新しい技術を次の世代に伝えるための講習や研修を開催する際に支援を進めているところでございます。

法的な位置づけにつきましては、木造建築を担う工務店につきましては、業としては建

設業法の枠組みがあり、それ以外に建築基準法で位置づけを行うという事については、よくイメージできないところがございますので、また、いろいろ具体的に教えていただければと考えているところでございます。

○猪島林野庁林政部木材産業課長 木材産業課長の猪島と申します。

A材の需要拡大が重要という御意見がございましたが、まさに我々もそのとおりだと思っております。A材の需要拡大を図っていくためには、やはり使っていただくということが非常に重要でございますので、品質・性能の確かな資材を提供していく、そのためには一般住宅のみならず非住宅でも使っていただけるようにJAS製品の普及拡大を図っていきたいと考えております。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 事務局より1点だけ、フォローアップの質問です。先ほど三村会長からも、林業の施業を意欲と能力のある林業経営者に集約していく、そこに向けていろんな補助金なども極力見直していくべきではないかというお話がございました。資料の11ページの図の中央、上部分「製材工場等と林業経営者との連携支援」というところで「製材工場等が意欲と能力のある林業経営体と協定締結を行った場合に、木材加工流通施設の整備へ支援」ということで、ある意味では、協定を結んだところに支援を重点化し、集約化、大規模化していくところに支援を重点化するという例だと思いますが、同様の例として現在想定されているものは他にもあるのでしょうか。先ほど、次長より補助金の性格によっていろいろ、というお話がございましたが、こういうリンクを様々なところで張っていくことが重要なのではないかと感じます。

その観点から、16ページの最後の工程表の中央部分の施策のところ矢印で「連携」が入っていますが、必ずしも「原木生産の集積・拡大」と「流通全体の効率化」と「加工の生産性向上」のリンクが張っていない。リンクを張り出すと矢印だらけになってしまうということかもしれませんが、ただ、中身が大事なので、そういう観点から、先ほど金丸副会長のほうからここに部局を書いたらいいのではないかというご提案があったのも、恐らくそういう趣旨ではないかと私は解釈しています。

ともすると、黙っていると、路網整備のための補助金の執行、何とか補助金の執行とかいうのはばらばらになりがちなので、いかに全体のストーリーに合った形でいろんな施策を連携させて条件づける、レバレッジにするということをしていかないと結果的にはうまく進まないということになっていきます。11ページで具体的なリンクがあったのですが、ほかにどういうリンクをお考えになっているか、どういうふうに関係させていくのかということについてのお考えをお聞かせいただければと思います。

○渡邊林野庁林政部長 ありがとうございます。

例えば10ページをお開きいただきたいと思っております。民有林の新たなシステムが導入される地域ということでございまして、ここでは意欲と能力のある林業者に集積が行われるということがありますので、そこに重点的に路網も入れていく、高性能林業機械を入れていく、そういうことで直接的に林業経営者に出すわけではないわけですが、そういう地域に

ちゃんと路網が入っていくということで支援をすとか、そういう予算の上での条件づけということで今後もしっかりやっていきたいと思っております。

○青木専門委員 助成金や補助金などいろいろな支援がありますが、その中で、意欲のある事業体として、例えば弊社がそうなったと仮定した場合、様々な新しいビジネス、事業を行っていきたくと思ったときに、利用できるものがあるのであれば効率的に利用したい、最終的にはそれがなくても成り立つような会社になればいいというのが大きな流れとしてのストーリーだと思えます。

そういったときに、例えば商工関係の助成金であれば、商工会、法人会、そういったところに行けばいろいろかみ砕いて説明してくれて、そういうモデルだったらこういうものが使えると教えてもらえるのですが、林野庁さんの場合はどこへ行けばいいのでしょうか。もちろん知っている人は知っている。でも、知らない人は知らない。ですから、どちらかという商工会の助成金のほうがいろんな説明があるので何となく使いやすいということで、そっちを使ったり、というふうになります。せっかくいろいろお金の手当てをさせていただいているのであれば、そういったものがきちっと活用できるような仕組みがあると、より林野の世界で頑張ろうという企業にとってはありがたいのかなと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○小坂林野庁森林整備部計画課長 御指摘のとおりで、せっかくいい予算があっても、それが知られなかったら意味がないわけです。基本的には、都道府県の林務部局がございますので、都道府県の林務部局にお問い合わせいただければ、山の整備から、今日話がある川中の整備、さらに、例えば工務店と森林所有者が連携して特色あるビジネスをやりたい、そういうことに対する支援とか、いろんなものを御用意しています。基本的に一番情報が集まっているのは都道府県の林務部局ですので、そちらのほうに問い合わせいただければということと、我々もまだまだ下手だ、わかりにくいと言われていますが、一応、県のホームページとか、国もそうですし、そういうところで事業の紹介などもしてまして、ホームページを見て探していただくというのも方法としてあろうかと思えます。いずれにしても、わかりやすい示し方は努力していきたいと思えます。

○渡邊林野庁林政部長 ちょっと補足しますと、今のホームページは、昨今、逆引き辞典というもので、事業体の目でこういうことがやりたいのでそれに対する何か支援はありませんかというので検索してもらおうと、こういう補助金が使えますというのが農水省のホームページでも出ておりますので、ぜひ御活用いただければと思えます。

○青木専門委員 そういったガイドラインというか、案内のようなパンフレットやチラシなどが、最寄りの森林組合でもいいですし、森林事務所とか林務課、そういったところに置いてあると、小規模な事業体として、そんなのがあったのだという発見があると思うので、ぜひお願いしたいと思えます。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 それでは、林委員、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。

10ページの欄外の、米印のところに「意欲と能力のある林業事業者とは、高い生産性・収益性を有し」と書かれています。例えば括弧書きで書かれている森林組合は、高い生産性・収益性を有する森林組合かどうかというのはどのようなエビデンスに基づいて誰が評価するのでしょうかというのが質問の1点目です。

それから、14ページのデータベースの構築の森林情報というのは、どの森林にいつ伐採期に入るどんな種類の木があるというようなところまでデータベース化されるのかどうかを確認させていただきたいと思います。できれば、このデータベースの構築において官民協働で生産性向上のモニタリングができるようになれば、長期安定需要、補助金や助成金でなく真の需要、受注生産の割合がアップするような需要を保障するようなスキームに資するのではないかと思うので、その点を確認させていただきたいと思います。

○渡邊林野庁林政部長 まず、1点目でございます。今回の法案では、意欲と能力のある林業経営体を決めるのは、要は経営管理実施権を設定する主体は市町村ですが、県がそういう人たちを公募して、その中で高い収益性を持つ者を公表することになっていまして、公表された人の中から市町村が最終的に選定するという仕組みになっております。ですから、意欲と能力のある林業経営者としての候補者そのものは、県がまずエビデンスを見て、そういう意欲と能力のある人を公表するという仕組みに今回なっています。

そのエビデンスについては、平成31年4月施行を目指しておりますので、具体的にどういう要件にするかはこれから検討ということでございますが、基本的に我々は、今しっかり管理しているところは220万ヘクタールで、それを460万ヘクタールにふやしていただかないといけないので、今やっておられる方々が、先ほど次長も言いましたけれども、隣の林も一緒にやってもらうというような、要は規模拡大を基準としたような基準を考えているということでございます。

○小坂林野庁森林整備部計画課長 14ページの森林情報につきましては、今、都道府県が森林簿という形でデータベースを持っています。それには、個々の森林ごとに樹種、スギなのか、ヒノキなのか、カラマツなのか、林齢、いつ植えて、例えば50年生なのか、55年生なのか、それと面積、さらには推計した蓄積、そういうものが入ったデータベースがございます。そういうものをできるだけオープン化して、要はクラウド化して共有できるような形にしたいということ、さらに、そういうデータが入っていますが、推計ベースなので、データが不正確な面がございます。そういうことに対して、航空レーザーということ、最新のこういうレーザーで上空から森林を計測すると、より精度の高いデータをつくることのできる、そういうデータを示すとともに、航空レーザーみたいな新しい技術を使って精度の向上をあわせてやっているということです。ですから、ここで言う森林情報は、林分の一つ一つごとの林齢や樹種、面積、そういうものが入ってきますので、先生がおっしゃったような形で使っていただけるものと考えております。

○林専門委員 私も意欲と能力のある事業者の件で質問なのですが、事業者の活動の場あるいは活躍というのは、基本的には自分で森林経営計画を立てて作業して、あるいは場合

によっては木材販売もして、そういうふうなイメージをしています。

特に計画の部分でいきますと、いわゆる森林経営計画は、今、森林組合が中心に立てています。現在、森林組合が立てている林地に対して、例えば意欲ある事業者がそこで施業しようとか、あるいは計画しようとした場合には、当然、今の森林組合の森林経営計画を外していただいて、新たに計画を立てなおすという作業が必要かと思いますが、実は現場ではそれは結構悩ましい問題です。森林組合は、計画を変更するにしても周辺の皆さんの同意が必要だとか、あるいは補助金としての窓口が失われるとか、非常に悩ましい問題が発生して、余りスムーズには動かない側面があります。これをスムーズに進めていくためには、森林経営計画の立て方、あるいは運用の仕方の見直しも必要になるのではないかと考えていますが、この点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○小坂林野庁森林整備部計画課長 森林経営計画については、林専門委員がおっしゃるとおり、森林組合がたてている場合が多いと言えは多いのですが、仕組みとしては、その森林を管理・経営する人がたてる計画ですので、一般の民間事業者の方がたててもいいですし、森林所有者がたててもいいです。現実問題として、24年に森林経営計画制度をつくったのですが、そのときも、一義的に森林組合がたてるのではなくて、やはり山を経営する人がたてるということで、民間事業者の方も頑張ってたててくださいというような運用をしてきています。そういう中で、正確な数字はわからないのですが、民間事業者が森林組合ではなくて所有者から預かって計画をたてる例は出てきています。

一方で、現場レベルに落ちると、委員がおっしゃっている、森林組合がある程度押さええて後から入りにくい、そういうような現場実態があるというのは私たちも聞いています。それも結局、所有者の人が山を誰に預けるのかという所有者の選択になるわけですから、今回こういう新しい法律で意欲と能力のある方が地域地域で経営するというものができてくれば、所有者は森林組合に預けるのか、意欲と能力のある人に預けるのかという判断権利は持っているわけですから、やみくもに森林組合が押さええているというのではなくて、そこは、その山を誰に預けるのかというところをきっちり周知することによって、ちゃんと当該森林が効率的に管理・経営する人に移り、そういう人が経営計画をたてるようになると思っています。引き続き、経営計画とは何かということをきっちり現場に周知することになるろうかと思いますが、制度はこういう制度ですから、その山をちゃんと経営する人が計画をたてるということを周知して、今回、経営する人に集積する法的な仕組みが新しくできるわけですから、それも一つの契機として本来の経営計画をたてる形になるような運用は進めていきたいと思っています。

○林専門委員 おっしゃることはよくわかるのですが、なかなか現実にはそうは動かないわけです。私の感覚で申し上げますと、この制度自体、森林組合がまず押さえる。場合によっては、意欲ある事業者が入ってくるのを森林組合が阻む。自分の牙城をさらに築いてしまう。もしかしたらそういった動きも起きるかもしれない。

確かに山主に選択権があって、山主が民間に頼むと言われればそれで済むのですが、山

主自身もこれまでずっと森林組合のお世話になっているわけです。その中で、では森林組合の経営計画を外していただいて、我々の経営計画に入ってくださいと申しあげても、いや、森林組合とのつき合いがあるからというふうな形で、そうすんなりはいかない。また、森林組合も、今、申しあげましたように、作業をする事業体自身も森林組合の仕事をしたり、いろんな形でつながっているところがたくさんあるわけで、そう簡単に、ああ、そうですかというわけにもいかない。

この辺のところはさっきも言いましたように非常に悩ましい問題で、実際にそういったしがらみを全部断ち切って、用意ドンでスタートするのだということであれば、ある意味では民間の事業体としてもやりやすいし、よくなるとか、さらに伸びていくと思われそうですが、森林組合の囲い込みが強いところは逆に囲い込みされてしまって、進められないのではないかという気がします。そこのところはもう少し明快な形での取り組み方を示していただいたほうが特に民間においてはやりやすく、仕事が進めやすくなるのではないかと考えています。

○小坂林野庁森林整備部計画課長 御指摘を踏まえて引き続きやっていきたいと思いますが、委員のおっしゃる話は、私も現場で仕事をしてきまして、現場の地域社会の構図みたいなものがあって、そこに住む方々がいて、その人たちと森林組合という関係があって、そういうものの中で、地域社会、例えば森林の管理・経営が築かれているという現実があります。やはりちゃんと意欲と能力のある人が活躍できるような形にしたいというのが今回の法律ですので、そういう現場実態の地域社会の中で、意欲と能力のある人が力を持って経営・管理ができる、そういうことをつくっていくことで地域社会の中の今までの森林組合と違う形ができていくのかなと思います。

おっしゃることもよくわかりますし、我々も経営計画はこういう制度ということはきちり周知していきますし、それとあわせて、今回の制度で本当に意欲と能力のある事業体が森林組合だけではなく民間事業体の方々も含んだ形でできるように進めていきたいと思っています。

○渡邊林野庁林政部長 一言だけ補足させてください。今の林専門委員の御意見は、森林経営計画の対象地なので、3 ページでいいますと既に集約されている220万ヘクタールのお話を中心だと思います。林野庁としては、そこはそこの問題としてあるわけですが、今回は、460万ヘクタールの差の240万ヘクタールについて適切に管理が行われていないので、そこを今、頑張っておられる林業経営者にしっかり管理をお願いしたいと思っています。そこは森林組合もやっていないところなので、ある意味、フロンティアというか、そういう部分なので、今回、制度を入れて、一からスタートみたいな話ですから、そこで活躍の場が広がっているのではないかと思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思っています。

○林専門委員 そういったことをはっきりうたっていただければ森林組合も頑張ると思うし、民間もさらに意欲が出てくると思います。何か森林組合と同じ船の中に乗せられて、それぞれに頑張らなさいと言われたら、どうしても事業体は森林組合との関係が強いもの

ですから、その辺がうまくいくのかなと思います。ある意味では、まさにフロンティアの林地の部分を民間と森林組合で競いながら進めるというスタンスがあれば、さらにいいのかなと思います。

○牧元林野庁次長 いろいろと先生方から御指導いただいた今回の改革、とりわけ新たな森林管理システムの構築というのは林政史の中でも大改革だと思います。今、林専門委員からもいろいろと御指摘いただきましたが、今回の法案成立後に私どものこの改革の考え方というものを現場までまずもってしっかりお話しさせていただくということが第一かと思っておりますので、そこは林野庁として全力を挙げて取り組んでいきたいと思っております。

○青木専門委員 今のお話に関連して、少しだけ。意欲と能力のあるというところで、生産性と収益性という項目が大きく書かれています。もちろん大規模というのを決して否定するものでもないですし、そういうのがあっていいと思いますが、小規模の場合というのは多角的な林業をやられている方も実際いらっしゃって、空間利用など、今までの林業の常識とは違う林業をやられている方もいらっしゃるので、そういったところもうまくフォローしていただけるとすごく幅も広がります。5人しかいない事業体なのだけれども、それぞれ年収1,000万円みたいな会社があってもいいと思います。そういうところもフォローしてもらえればうれしいと思います。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

それでは、ちょうど時間でございますので、本日の議事は以上です。

林業改革につきましては、これまで熱心な御議論をいただきましてありがとうございます。今日いただいた議論、コメントも踏まえまして、今後、林業の成長産業化に向けて次期未来投資戦略の改訂等に反映させてまいりたいと思います。

それでは、本日はどうもありがとうございました。